

改正行訴法施行状況検証研究会（第 1 2 回）

－執行停止（補遺）－

（前注）

下記の論点については，第 1 0 回の会議において議論されたものの，そもそも，当事者以外の者が執行停止の手續に關与する余地があるといえるか否かについて検討する必要があるとされたことを踏まえ，再度，論点として提示するものである。

○ 第三者が処分の執行停止の申立てをした場合における処分の名あて人の手續關与

研究会においては，処分の名あて人以外の者が処分の執行停止の申立てをした場合において，処分の名あて人の意見を聴取するなど手續關与を認める必要があるとの指摘がされた。

もっとも，これに対しては，処分の名あて人の手續参加を法律上保障することとすれば，裁判所における審尋期日の指定が必要となるなど相応の時間を要することになるため執行停止の手續の迅速性を害するのではないかと，手續保障が時間的に不可能な場合もあるのではないかとといった指摘がされた。また，仮に意見聴取等を任意のものとするならば，相手方を通じて処分の名あて人の意見を實際上聴取するといった現行法の下での運用と差はないとの意見もあった。

加えて，当事者以外の者を参加させる方策としては，現行法の下でも補助参加が可能と解することができるところ（注），これと別に上記のように意見聴取に係る規定を設ける場合には，両者の関係をどのように整理するのかという問題があるし，仮に補助参加ができないものと解した場合には，意見聴取の相手方とされれば当然に執行停止の決定に対して即時抗告をすることができるかと解することができるのかといった問題があり得る。

なお，「処分の名あて人」との概念についても，様々な処分を念頭に置いた場合には具体的にどのような地位にある者をいうのか，必ずしも判然

としない場合があるのではないかとの指摘もあり得る。

ちなみに、手続保障をするとした場合には、その目的をどのようなものと理解するのか、すなわち、執行停止の各要件のうちどの要件について主張させることを念頭に置くのか、本案訴訟について第三者の関与が必要とされていないにもかかわらず、執行停止についてのみ関与を必要とする理論的根拠はあるのか、といった問題を検討する必要がある。

以上を踏まえ、どのように考えるか。

(注) 行政事件訴訟法第7条によりその例によることとされる民事訴訟法の補助参加に係る規定の適用である。なお、民事保全においても、民事保全法第7条において民事保全の手続に関しては民事訴訟法の規定を準用する旨の規定を置いているところ、補助参加に関する規定についても準用されると解されているところであり、保全又は仮の救済段階であることを理由に補助参加に係る規定が適用ないし準用されることを否定する必要はないものと解される。ちなみに、行政事件訴訟の本案事件について、行政事件訴訟法第7条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法の補助参加に係る規定の適用があることは、一般的に肯定されているから、行政事件訴訟であることを理由に補助参加の規定の適用を否定する必要もないところである。